

社会福祉法人善心会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人善心会（以下「法人」という。）の職員等が業務のため旅行を命ぜられた場合の旅費の支給について定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は交通費、日当、宿泊料その他実費とする。

(旅費の計算)

第3条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務の必要により、または天災その他止むを得ない事情のため通常の経路によりがたい場合にはその現に要した経路及び方法による。

(旅行日数)

第4条 旅行日数は旅行のため現に要した日数による。ただし、事務上の必要または、天災その他止むを得ない事情により要した日数はこの限りでない。

(交通費)

第5条 鉄道賃、船賃については、次の区別に従い旅客運賃、急行料金を支給する。

(1) 県内旅行の場合には原則として普通運賃

(2) 急行料金又は特別急行料金を徴する路線による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金又は特別急行料金を支給する。

2 施設長は、事務上特別に必要があると認めたる場合には、前項の規定にかかわらず、指定料金等を支給することができる。

3 施設長が業務上特に必要と認めた場合は、第1項の規定に関わらず、飛行賃を支給することができる。

4 私用車による車賃は、1kmにつき20円を、または燃料費の実費のいずれか安い方を支給する。

5 施設長が必要と認めた場合は、別途駐車料金又は有料道路料金を支給することができる。

(日当)

第6条 日当は旅行中の日数に応じ別表に定めるところにより支給する。ただし、県内及び日帰り出張の場合は日当を支給しない。

2 法人役員及び評議員の理事会、評議員会の出席時の費用弁償は、1回につき善通寺市内3,000円、善通寺市以外の香川県内5,000円、香川県外20,000円とする。

(宿泊料)

第7条 宿泊料は実費により支給する。

(旅費の調整)

第 8 条 この規程の規定による旅費が当該旅行の性質上及び講習会等その他特別の事情により不足し、又は超過すると施設長が認める場合においては旅費の全部または一部を増額又は減額し打切旅費として支給することができる。

2 旅行会社等の斡旋により旅費等の金額が定まった場合は、第 5 条の規定にかかわらず、車賃及び日当を除いて当該金額を旅費とする。

(旅費の精算)

第 9 条 旅費の支給(概算払を含む)を受けようとする者は所定の請求書により施設長に請求しなければならない。

2 概算払による旅費の支給を受けた者は旅行完了後速やかに精算しなければならない。

3 前項による精算の結果過払となった額については返納させ、不足となった額については追加支給するものとする。

(補則)

第 10 条 その規程の施行に関して必要な事項は、別に理事長が取扱要綱を定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 2 月 23 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

(単位:円)

区 分	交通費	日当	宿泊費
役員・評議員	実費 (車賃を除く)	10,000	実費
施設長		5,000	
その他の職員		3,000	